

## 焼津市地域福祉計画の策定にあたって



近年、我が国では少子高齢化の急速な進展に伴い、人々のライフスタイルにも大きな変化が表れ、人々の価値観や考え方も多様化してきています。これらの福祉ニーズの増大に対応するために様々な福祉サービスが求められ、それに伴い利用制度が新たな展開をすることになりました。一方、地域では人と人との繋がりが希薄化し、住み慣れた地域で安心して生活していくことの不安を感じておられる方も少なくない状況があります。

こうした中、国においては社会福祉法の改正を行い「地域福祉の推進」を市町村の責務として明確に位置付けました。すべての人が、人として尊厳をもって住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けるためには、行政による福祉サービスの充実とともに、そこに住む住民の方々の地域での福祉活動への積極的な参画及び参加がとても大切な要素になってきています。

焼津市においては、第4次焼津市総合計画の基本構想である「人が輝き 活気にあふれ 海の恵みと歩むまち 焼津」をもとに、「互いに支えあい誰もがいきいき暮らせるまち」の実現を目指し、福祉の増進を図っております。又、焼津市社会福祉協議会においては、市内全域を包含する形で地域福祉推進委員会を設置し、それぞれの地域性を生かした地域福祉実践活動に取り組んでいるところであります。

このような状況を踏まえ、今回様々な課題を計画に反映させるため、社会福祉協議会や各種福祉団体、民生児童委員協議会等々と懇談会や意見交換会を行い、地域住民と行政が協働し地域福祉の更なる推進を目指し「焼津市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画等々の推進と共に、この計画の理念であります「地域がそだてる福祉の輪」の実現のために市民の皆様と共に地域福祉を推進して行きたいと考えております。

なお、本計画の策定にご尽力頂きました焼津市地域福祉計画策定委員会の皆様、又市民意見公募等を通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せ頂きました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 18 年 3 月

焼津市長 戸本隆雄

## 焼津市地域福祉計画の推進にあたって



「焼津市地域福祉計画」が出来上がりました。

昨年8月以来、5回にわたり、各専門分野や福祉の現場で活動されている方々と討議を重ね、本年2月に計画案としてまとめ、市長に答申致しました。

周知のように地域福祉計画は平成12年12月改正された「社会福祉法」第107条の規定にしたがい、市町村が独自に、その地域の状況に合わせて計画を作成するもので現在全国的に展開されております。そこで、これまで焼津市で行われてきた福祉活動の実情を調査し、市民の声を反映させて、これまでの福祉を全面的に見直し、その上に立って、地域福祉の理念と方向を示したものです。

答申に際して、この計画が市民にとって有益になるように、以下の点を留意するよう市に要望を致しました。

1. 地域における多様な福祉ニーズに対応するため、地域住民の身近な生活圏での福祉を重視すること。
2. 自治会や各地域の福祉推進委員会との連携を深め、さらに福祉関係団体や事業者との協働により、向う三軒両隣を大切にされた地域でのコミュニケーションを高め、地域福祉の充実に努めてほしいこと。
3. 地域に密着し、地域福祉活動計画に基づき広く地域福祉事業を推進している焼津市社会福祉協議会と連携を図りながら計画を推進してほしいこと。

言うまでもなく、これからの福祉はサービス活動であり、今までのように行政が中心になるのではなく、その地に住んでいる市民が主体であってその責任を負うことになっています。この地域福祉計画は、その意味で焼津市に住んでいる一人一人の市民が行動するための指針になっていると思います。

これからは、「地域が そだてる 福祉の輪」というスローガンに示されている基本理念を目指し、皆が力を合わせて地域の福祉活動を地道に且つ活発に進めていこうではありませんか。

平成18年3月

焼津市地域福祉計画策定委員会

委員長 加藤 一夫